

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

史跡甲府城跡保存活用計画（素案）

No.	項目	意見の内容（概要）	意見数	県としての考え方
計画全般				
1	本質的価値の見直し	第2章に記載されているが、行政府や学校の整備、勸業製糸場の建設、内城全域に葡萄や桃などを植えた農業試験場や葡萄酒醸造所の整備、そして道路や鉄道、甲府駅の敷設。これらのことは、領主が武田氏ではなかったからこそ出来たことであり、これが甲府城跡の歴史である。第3章においてこれらの歴史を、近代以降に形成された価値として付加的価値に位置づけているが、甲府城跡に限ってはこれも「本質的価値」と言えるのではないか。全体のウエートを見直し、本質的価値にこのような経緯を追加して、明治の人々がこの城を活用したように、現代では観光に活路を見いだすストーリーを展開する計画にすること、甲府や山梨県経済の活性化に繋げるんだという意識を可能な限り前面に出した計画にしていくべきと考える。	1	【その他】 ・本計画は、史跡としての保存活用計画であり、第3章第1節1.の「本質的価値」については、史跡（城郭）としての価値を示しているものであります。2.の「近代以降に形成された価値」については、時間の経過とともに新たに評価された価値を示しているものであり、上記「本質的価値」と計画上区別しておりますが、いずれも史跡甲府城跡の価値を構成する重要な要素であることを踏まえ、今後、本計画に基づく整備基本計画（R3年度策定予定）において、その活用方策を検討して参ります。
第7章 活用の方向性と方法／第1節 活用の方向性				
2	観光の方向性の明確化	「駅チカ、中心市街地としての立地を生かし観光資源としての活用を図る」。この一行だけでは観光の方向性として足りない。 ・観光のターゲットは、広く様々な年代の観光客を対象を広げ、どうしたら面白く見学できるかのインターフェイスを広げる必要がある。 ・観光客向けに多言語での表示や作り隊のようなガイドを充実させ、しっかりと案内することが重要である。	1	【実施段階検討】 ・観光資源としての活用につきましては、第7章「活用の方向性と方法 第2節活用の方法」において、史跡の保護・活用等に関して、県民の参加を検討していくこと、ボランティアガイドの育成に努めていくこと、甲府駅を起点とする来訪者を甲府城跡へ誘導するため、甲府駅構内や駅周辺の歴史的なエリアガイド等を充実させ、公共交通機関等の関係機関との連携を図ることとしております。 ・また、第8章「整備の方向性と方法 第2節整備の方法」において、日本国内のみならず海外からの来訪者にも、甲府城跡の魅力が伝わるようわかり易い整備を行うこととしており、今後、本計画に基づく整備基本計画（R3年度策定予定）において、その活用方策を検討して参ります。 ・なお、整備基本計画（R3年度策定予定）の策定等においては、甲府城跡の来場者の利用実態調査等を行い、その結果を踏まえ、具体的な活用の方針を検討して参りたいと考えております。
第7章 活用の方向性と方法／第2節 活用の方法				
3	観光資源としての活用の明確化	6.観光資源としての活用。ここも、基本的には「本質的価値」をどう活用して行くかに留まる表現のみである。誰に対して、どのような地域資源を、どのように整備して観光資源にしていくのかの方法を明確にすべきである。 第6章の保存・管理のところに、「葡萄酒醸造所跡の活用は引き続き検討」と記載されているが、検討することが方向性となっていて、その方向や方策が示されていない。改正された文化財保護法の趣旨である「未指定を含めた文化財をまちづくりの核」ということに対応するためにも、一步踏み込む必要がある。「お城とワイン」さらには「お城と温泉」、このような現代の旅行ニーズにつながる取り組みによって観光の客層が広がる。そうすることで付随的に「本質的価値」に多くの人々が触れることになる。	1	【実施段階検討】 ・本計画では、史跡甲府城跡の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存と活用するための基本方針を明示しています。いただいた御意見につきましては、本計画に基づく整備基本計画（R3年度策定予定）の策定や観光資源としての活用における施策・事業の実施の際の参考にさせていただきます。